

## 少額投資非課税制度（以下、NISA）

### ～ お申込みに際しての留意事項 ～

NISA口座は、全ての金融機関で1人1口座しか、開設できません。（金融機関を変更した場合を除く）下記の留意事項を十分お読みいただいたうえで、お申込みいただきますようお願いいたします。

1. NISA口座は、通常の証券口座（特定口座等）と異なり、**金融機関をまたがった複数開設は認められていません**。したがって、1人1口座のみの開設となります。  
（金融機関の変更を希望される場合は、変更手続きを行うことにより、別の金融機関で口座開設をすることができます。ただし、既存の金融機関で買付した同年内は別の金融機関で口座開設することはできません。）
2. NISA口座で購入できる商品は、金融機関によって異なることがあります。NISA口座のお申込みに際しましては、**希望する商品が購入できるか確認の上、お申込みください**。  
（弊社の場合：外国株式、外国籍投資信託等はNISA口座で購入できません。）
3. NISA口座では、年間120万円まで、有価証券の買付を行うことができます。ただし、NISA口座で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。したがって、**短期間での売買（乗換）を前提とした商品には適していません**。
4. NISA口座で注文した商品が、**120万円を超えた場合のお取り扱い**は金融機関によって異なります。NISA口座のお申込みに際しましては、商品ごとの取り扱いを確認の上、お申込みください。（弊社の場合：株式で120万円を超える約定は全額NISA対象外。投信で120万円を超える約定の場合、超過した金額分もしくは超過した口数分だけがNISA対象外。）
5. NISA口座の投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
6. NISA口座の損失については、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当金との**損益通算はできず、当該損失の繰越控除もできません**。
7. 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットは享受できません。
8. 国内上場株式等の配当金は、**株式数比例配分方式を利用して受領される場合のみ非課税**となります。したがって、発行者から直接交付（郵便小為替、銀行振込など。）されるものは課税扱いとなります。
9. 最長5年間の非課税期間後に、次の非課税期間がある場合は、その投資枠を利用して非課税枠内の商品を繰り越すことができます（ロールオーバー）。ただし、**異なる金融機関の口座には繰り越すことができません**。（NISAで購入した商品は、原則として他の金融機関のNISAに移管できません。）
10. NISA口座開設可能期間は10年間(2014年～2023年)です。

上記の内容は、2016年6月22日時点のものです。今後、法改正やシステム対応などによって、上記の内容が変更される可能性がございます。

